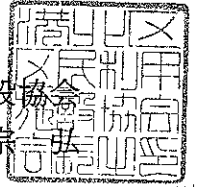


平成20年 5月31日

横浜市港北区長 様

港北区区民利用施設協会
会長 大谷 宗



平成19年度 師岡コミュニティハウス事業報告書

- 1 収支決算書
- 2 利用者数
- 3 自主事業実施報告
- 4 備品一覧
- 5 修繕一覧
- 6 委託内容一覧
- 7 師岡コミュニティハウス委員会設置要綱
- 8 師岡コミュニティハウス委員会名簿
- 9 師岡コミュニティハウス委員会及び利用者会議開催実績
- 10 師岡コミュニティハウス職員名簿
- 11 港北区区民利用施設協会経理規程
- 12 港北区区民利用施設協会就業規則
- 13 その他業務点検実施報告（職員研修実績）

平成 19 年度 事業別収支計算書

[会計区分] 一般会計

18 頁

[事業] 師岡コミュニティハウ 自平成19年 4月 1日 至平成20年 3月31日

(単位:円)

勘定科目	当初予算額	予算現額	決算額	差異	執行率
I. 収入の部					
(収入の部)	289,000	289,000	289,000	0	100.0
指定管理料	289,000	289,000	289,000	0	100.0
当期収入合計	289,000	289,000	289,000	0	100.0
II. 支出の部					
(支出の部)	289,000	289,000	289,000	0	100.0
1 人件費	156,000	156,000	155,899	101	99.9
社会保険料	1,000	1,000	469	531	46.9
労災保険料	1,000	1,000	469	531	46.9
賃金	152,000	152,000	152,710	-710	100.5
職員賃金	152,000	152,000	152,710	-710	100.5
通勤手当	3,000	3,000	2,720	280	90.7
2 事務費	30,000	30,000	85,439	-55,439	284.8
消耗品費	30,000	30,000	16,609	13,391	55.4
施設損害賠償責任保険	0	0	68,830	-68,830	
3 事業費	25,000	25,000	33,100	-8,100	132.4
自主事業費	25,000	25,000	33,100	-8,100	132.4
4 管理費	56,000	56,000	8,610	47,390	15.4
光熱水費	56,000	56,000	7,779	48,221	13.9
その他保全費	0	0	831	-831	
5 租税公課	8,000	8,000	5,952	2,048	74.4
9 事務経費	14,000	14,000	0	14,000	0.0
当期支出合計	289,000	289,000	289,000	0	100.0
収支差額	0	0	0	0	

平成19年度コミュニティハウス（学校施設活用型以外）利用状況(1)

施設名 師岡コミュニティハウス

月別	開館日数 (日)	入館者数(人)			利用層別利用数(人)										
		男性	女性	合計	幼児	小学生	中学生	高校生	大学生等	一般(男性)	一般(女性)	5歳以上(男性)	5歳以上(女性)	合計	
4月															
5月															
6月															
7月															
8月															
9月															
上半期計															
10月															
11月															
12月															
1月															
2月															
3月	7	263	432	695	197	64	2	1	2	96	253	40	40	695	
下半期計															
年間合計															

月別	居住区別利用数(人)				時間帯別利用数(人)				部屋稼働率(%)		
	区内	区外	市外	合計	午前	午後	夜間	合計	午前	午後	夜間
4月									0%	0%	0%
5月									0%	0%	0%
6月									0%	0%	0%
7月									0%	0%	0%
8月									0%	0%	0%
9月									0%	0%	0%
上半期計									0%	0%	0%
10月									0%	0%	0%
11月									0%	0%	0%
12月									0%	0%	0%
1月									0%	0%	0%
2月									0%	0%	0%
3月	574	111	10	695	204	459	32	695	0%	0%	0%
下半期計									0%	0%	0%
年間合計									0%	0%	0%

※入館者数の計は、利用層別利用数、居住区別利用数、時間帯別利用数のそれぞれの計と同じになります。

※部屋稼働率の対象は、会議室・集会室・多目的室・研修室等団体が利用する部屋とします。

※部屋稼働率は別表に入力してください。

平成 19 年度 自主事業報告書

施設名： 師岡コミュニティハウス

募集対象	事業名 (教室名)	開催時期		参加費 (収入)						自主事業経費			講師謝金		備考 (共催団体・その他)
		月	回数	募集 人数	延参加 人数	徴収の 有・無	参加 人数	一人当たり 参加費	参加費 総額	委託料	参加者	総経費	1回	1教室	
										支出総額	負担総額		1講師当り	講師謝金額	
こども～大人	開館記念コンサート	3	1		122	無	122	0	0	33,100	0	33,100	0	0	
									0			0			
									0			0			
									0			0			
									0			0			
									0			0			
									0			0			
									0			0			
									0			0			
	計				122				0	33,100	0	33,100		0	

①

②

③

横浜市師岡コミュニティハウス委員会会則

(設置)

第1条 横浜市師岡コミュニティハウス委員会（以下「委員会」という。）を設置し、事務局を横浜市師岡コミュニティハウス（以下「コミュニティハウス」という。）内に置く。

(目的)

第2条 委員会は、次条の業務を行うことにより、コミュニティハウスが適切に運営されるよう支援することを目的とする。

(業務)

第3条 委員会は、次の事項について、横浜市師岡コミュニティハウスの指定管理者（以下「指定管理者」という。）からの提案及び報告を受けて協議し、必要な意見を述べ、コミュニティハウスが地域住民及び利用者の立場に立って運営されるよう支援する。

- (1) コミュニティハウスの使用要綱に関する事
- (2) 自主事業の事業計画及び実施報告に関する事
- (3) その他コミュニティハウスの利用に関する事

(組織)

第4条 委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 地域の連合町内会、自治会町内会及び各種団体の代表
- (2) 地域の小学校、中学校の代表
- (3) 公募による利用者（市民）及び利用団体の代表
- (4) その他委員会が必要と認めた者

2 委員会の委員総数は20名以内とする。

(委員の選出)

第5条 第4条第1項1号に規定する組織は、地域内の団体の推薦により決定する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 任期満了後の委員は、後任者が選任されるまで、その職務を行うものとする。

(役員)

第7条 委員会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

2 前項に規定する役員は、委員の中から互選により選出する。

3 役員の任期は、委員の任期と同じとする。ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

第8条 会長は委員会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合はその職務を代理する。

(会議)

第9条 会長は業務を遂行するために会議を随時開催する。

2 会議は会長が招集し、議長となる。

3 会議は委員数の過半数の委員の出席をもって成立する。

4 会議の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員はやむを得ない理由により委員会に出席できないときは、書面をもって表決に参加することができる。この場合において当該委員は前項の出席委員とみなす。

6 議長は、必要があると認める場合は、委員の他に関係者の会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(会則の改正)

第10条 この会則は委員総数の過半数の委員の賛成をもって改正することができる。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成20年3月6日から施行する。

2 委員会設立当初の委員の任期は、第6条第1項の規定に関わらず、平成22年5月31日までとする。

師岡コミュニティハウス委員会 議事録

日 時 平成20年3月6日(木) 午後3時30分～4時30分

場 所 師岡町会館 2階 会議室

出席者 委員(予定者): 11名

事務局: 港北区区民利用施設協会 新井 亘 事務局長
時吉 藤夫 開設準備担当 他2名

来 賓: 港北区 地域振興課長 中山 雅仁 氏
区民施設担当係長 武 紀和 氏 他1名

欠席者 委員(予定者): 4名 小山氏・是永氏・横溝雅美氏・山崎氏

司 会 時吉開設準備担当

出席者の報告(15名中11名出席)

1 挨拶 師岡地区連合町内会会長 横溝 茂 氏
港北区地域振興課長 中山 雅仁 氏

2 会議開催趣旨の説明

審議に入る前に、事務局長より、本日の会議には、師岡コミュニティハウス整備委員会の委員の方々に、引き続き、施設運営に係る委員会の委員に就任していただきたく、出席を願った旨、会議開催趣旨の説明が行われた。

――― 議長が決定するまで、事務局長が議事進行役をも勤める―――

3 審議事項

(1) 委員会会則の制定について

事務局より委員会会則(案)が示され、審議を行った。

第7条第1項(2)の副会長は、3名にして欲しい旨の提案があり、審議の結果、3名とすることに決定。

(2) 役員を選任について

会長には、師岡地区連合町内会長、副会長には、連合内3地区の町内会長を推薦する旨の発言があり、異議無く次のとおり役員が決定した。

会 長 横溝 茂 氏

副会長 中山 彪 氏
鈴木 光男 氏
馬場 昭 氏

―――これより、委員会会則の制定及び役員が決定したため、会則第9条第2項に基づき、横溝茂会長が議長に就任し、議事進行が行われた―――

(3) 師岡コミュニティハウスの使用要綱について

事務局長より、使用要綱は、指定管理者である港北区区民利用施設協会が区長と協議して制定するものであるが、区長との協議に入る前に委員会のご意見を伺うものである旨を説明し、使用要綱（案）が示された。

（特に意見が無く、使用要綱案を承認）

(4) 開館スケジュールについて

事務局長より、開館のスケジュールの説明が行われた。

（異議無く了承）

(5) 平成20年度自主事業（館主催事業）について

自主事業計画（案）に基づき、提案説明が行われた。

（異議無く承認可決）

―――以上をもって、閉会―――

